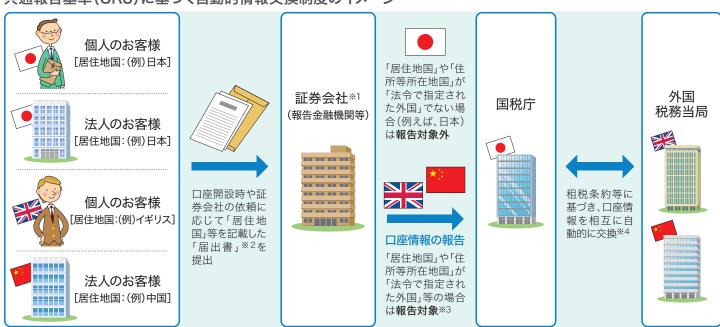
共通報告基準(CRS)に基づく 自動的情報交換制度に関するお知らせ

証券取引口座をお持ちのお客様について、原則、「居住地国」等の届出や住所等所在地国の特定が必要となります。

- ■外国の金融機関を利用した国境を越える脱税を予防するため、租税条約等に基づき、国内外の税務当局間で共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に従って「非居住者」に係る金融口座情報を自動的に交換する制度が、平成29年1月1日以後、日本でも開始されます。
- ■本制度の開始に伴い、証券会社では、法令注1に基づき、証券取引口座をお持ちのお客様(個人・法人は問いません。以下同じ。)の「居住地国」や「住所・本店等の所在地等がある国(以下「住所等所在地国」といいます。)」を特定する義務があります。また、お客様におかれましても、法令注1に基づき、証券会社に「居住地国」等注2をお届出いただく義務があります。
- ■お客様におかれましては、以下の口座開設の時期により、口座開設時又は証券会社から依頼があった場合に、「居住地国」等を記載した届出書を証券会社に提出していただく必要がありますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - 注1「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」
 - 注2「居住地国」のほか、氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、生年月日などの法令記載事項(裏面のQ1をご参照下さい。)が含まれます。以下同じ。

口座開設時期	お客様に対応いただくこと
平成29年1月1日以後	口座開設時に「特定取引を行う者の届出書」「居住地国」等を記載 (新規届出書)の提出
平成28年12月31日以前	「居住地国」等の届出は原則不要 ただし、居住地国の確認のため「任意届出書」「居住地国」等を記載の 提出が必要な場合もあります。

共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換制度のイメージ



- ※1 証券会社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に規定する「報告金融機関等」に該当します。
- ※2 証券会社に口座を開設し、有価証券や金銭の預託等に係る契約を締結することは、同法に規定する「特定取引」に該当するため、届出書の提出等の対象となります。
- ※3 証券会社は、お客様の「居住地国」又は「住所等所在地国」が法令で指定された外国の場合等に、国税庁(所轄税務署長)に毎年末時点のお客様の口座情報を報告します。
- ※4 国税庁は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国の税務当局と口座情報を自動的に交換します。

開細伝ういては裏面をを覧ください。



お客様から証券会社への届出書の提出について

○ 1 届出書にはどのような内容を記載すればよいですか?

個人のお客様:氏名、住所、生年月日、居住地国(例えば、「日本」など)等 ※居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要です。

法人のお客様: 名称、本店等の所在地、居住地国(例えば、「日本」など)等

※特定法人(例えば、一部の非上場企業等)に該当する場合は、実質的支配者に係る上記の個人と同じ事項の記載が必要です。

※お客様が国内に本店等を有する特定法人に該当し、実質的支配者の居住地国が外国の場合は、

お客様の法人番号の記載(法人番号が確認できる書類の提示)が必要です(法人番号がある場合に限ります。)。

○ 2 「居住地国」とは何ですか?

「居住地国」とは、課税上の住所等がある以下の国のことです。

- ・外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税や 法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人……当該外国
- ・居住者又は内国法人……日本

※日本の居住者や内国法人の場合は、居住地国を「日本」として届け出ていただく必要があります。

○ 3 実質的支配者とは何ですか?

「実質的支配者」とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する自然人(国等やその子会社を除きます。)のことです。 ※例えば、株式会社について総数の4分の1を超える議決権を有する個人などが該当します。

○ 4 口座開設時に届け出た居住地国に変更があった場合はどうすればよいですか?

居住地国に変更があった場合は、以下の日までにその変更の届出が必要です(変更の届出後、 再度居住地国に変更があった場合も同様)。

個人:変更があった日から3か月以内

法人:変更があった年の12月31日又は変更があった日から3か月以内のいずれか遅い日

※特定法人の実質的支配者の居住地国の変更の場合は、変更を知った年の12月31日又は変更を知った日から3か月以内のいずれか遅い日

○ 5 届出書を提出しなかった場合はどうなりますか?

新規口座の開設時に届出を行わない又は虚偽の届出をした場合等は、罰則(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科せられます。

※居住地国が外国であるお客様に限ります。

証券会社から国税庁(所轄税務署長)への口座情報の報告について

○ 6 国税庁(所轄税務署長)への報告対象となるのはどのような場合ですか?

個人のお客様

・お客様の居住地国や住所等所在地国が法令で指定された外国である場合

法人のお客様

- ・お客様の居住地国や住所等所在地国が法令で指定された外国である場合 (上場法人、外国政府、外国報告金融機関(一部を除く)等は報告対象外)
- ・お客様が特定法人(例えば、一部の非上場企業等)に該当する場合は、お客様の実質的支配者の 居住地国や住所等所在地国が法令で指定された外国である場合

📵 7 報告対象となった場合、どのような口座情報が国税庁(所轄税務署長)に報告されますか?

Q1の届出書に記載された情報のほか、お客様の口座番号、毎年末時点の口座残高(時価)、 利子・配当等の年間受取総額、有価証券の売却代金等が報告されます。

本リーフレットは平成28年8月時点の法令等に基づき作成しています。

